

第24期佐世保市農業委員会第14回総会議事録

1 開催日時 令和3年7月27日(火) 14時00分から15時35分

2 開催場所 市役所4階 全員協議会室

3 出席農業委員(18名)

| | | | |
|--------|-----------|--------|------------|
| 委員 2番 | 川上 宗康 | 委員 11番 | 近藤 誠 |
| 委員 3番 | 阿波 茂敏 | 委員 12番 | 伊賀崎 典正 |
| 委員 4番 | 中里 政義 | 委員 13番 | 水口 一男 |
| 委員 5番 | 八並 秀敏(会長) | 委員 14番 | 田中 広昭 |
| 委員 6番 | 浦 清一 | 委員 15番 | 西尾 政喜 |
| 委員 7番 | 川口 勇二 | 委員 16番 | 赤木 行秀 |
| 委員 8番 | 小川 憲市 | 委員 17番 | 松永 信義(副会長) |
| 委員 9番 | 牟田 昇 | 委員 18番 | 内野 正実 |
| 委員 10番 | 辻 茂樹 | 委員 19番 | 大宅 和子 |

4 欠席農業委員

委員 1番 有馬 秀志

5 出席推進委員(16名)

| | | | |
|-------|-------|----------|--------|
| 針尾地区 | 原 和文 | 皆瀬地区 | 山口 良行 |
| 江上地区 | 北村 憲治 | 中里地区 | 永田 富士夫 |
| 宮地区 | 坂口 要 | 相浦、九十九地区 | 富川 利光 |
| 三川内地区 | 迎 篤之 | 吉井地区 | 末永 広幸 |
| 日宇地区 | 磯本 安男 | 世知原地区 | 尾崎 修平 |
| 佐世保地区 | 松永 豊吉 | 宇久地区 | 畠中 辰秀 |
| 柚木地区 | 宮崎 敦 | 江迎地区 | 小川 憲人 |
| 大野地区 | 村田 司 | 鹿町地区 | 松田 庄二 |

6 欠席推進委員

早岐地区 久野 利幸

小佐々地区 松田 眞

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 中里 忠義

事務局次長 小長 賢二

事務局係長 博多屋 孝昭

事務局主査 藤 和弘
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主査 岩崎 孝典
事務局主任主事 田中 豊
事務局主任主事 牟田 雄介

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第130号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第131号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第132号議案 非農地証明願について
第133号議案 非農地通知について
第134号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第135号議案 農用地利用集積計画（案）について
第136号議案 農用地利用配分計画（案）について
第137号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について
第138号議案 令和3年 田畑売買価格等に関する調査について
第139号議案 令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について
報告5 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告6 農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第14回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。
大変な猛暑の中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日は7月の総会ですけれども、第24期になって一年たったところでございます。現在行っている利用状況調査につきましては、猛暑の中でございますので、十分体に気を付けながら行っていただければと思います。本日もよろしくお願ひします。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日、1番、有馬委員から欠席届が提出されていますが、委員総数19名中18名の出席により、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、早岐地区の久野推進委員、小佐々地区の松田推進委員から欠席届が提出されていることを併せてご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、10番 辻茂樹委員、11番 近藤誠委員、補充として12番 伊賀崎典正委員をお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

第130号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第130号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明に入る前に、今回の申請案件に関連しますので、その他1事務局報告事項として本日資料を配付しております違反転用事案の指導状況について先行して報告させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

お手元に配付しています「その他1 違反転用事案報告について」の資料をご覧ください。

～資料説明～

こちらについて、追認許可相当との県の判断があったことから、このたび顛末書を添付して転用許可申請があり、第130号議案の第4条許可申請案件の1番として上程しております。それでは、議案の説明に戻ります。

1番、江上地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、江上町。地目は、登記田、現況宅地です。面積は23㎡。転用目的は住宅用地で、施設は住宅敷地の一部。既存住宅1棟木造平家建、建築面積92.74㎡、併用地ありで、計画全体面積は338.28㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、東明公園から北に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。形態変更しないため、被害の発生のおそれはない。日照通風、周辺に悪影響を及ぼす農地はなく、日照、通風、耕作に影響を及ぼす恐れはない。排水計画は、雨水は水路放流。汚水はくみとり、生活雑排水は水路放流。土地利用計画平面図添付。資金証明書に係る理由書添付。顛末書添付。都市計画法関係は、既存住宅建設時に許可済です。

以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番江上地区。

2 番 2番川上です。7月25日に北村推進委員と現地確認を行いました。この周辺は申請者の土地ばかりになりますので、特に問題はありません。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

北村委員 江上地区の北村です。川上委員が言われたとおりでありますし、周りに農地もありませんから、周囲に対する影響もないと考えます。以上です。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第130号議案は許可相当として県に進達いたします。
続きまして、第131号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第131号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

まず、4番の江上地区の案件について取下げの願いが出ております。よってそれを除いた5件についてご審議いただきたいと思っております。

1番、江上地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江上町の2筆。地目は、登記田、現況遊休農地。面積は2筆合計530㎡です。転用目的は長屋住宅。権利は、使用貸借権設定です。施設は、長屋住宅1棟、木造2階建て、建築面積177.23㎡。ボンベ庫1.17㎡。駐車場12台分。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは鳥越バス停から西に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.34m、最低0.17m。切土、最高0.25m、最低0.1m。土留め工事をする。コンクリートブロックを築造して土砂の流出を防止する。日照通風、建物高を加減、7.6m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。污水、生活雑排水は合併浄化槽から水路。一般事業計画書添付。駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図添付。造成計画縦横断面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定としていますが、添付されております。都市計画法関係は連たん区域です。

2番江上地区。こちらが、先ほど違反転用事案報告の2番で報告した案件の追認申請となります。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江上町の2筆。地目

は、登記田、現況宅地。面積は2筆合計で40㎡です。転用目的は住宅用地。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅敷地の一部。既存住宅1棟木造平家建、建築面積94.85㎡、併用地ありで、計画全体面積は392.11㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、東明公園から北に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。形態変更しないため、被害の発生のおそれはない。日照通風、周辺に悪影響を及ぼす農地はなく、日照、通風、耕作に影響を及ぼす恐れはない。排水計画は、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図添付。資金証明書に係る理由書添付。顛末書添付。都市計画法関係は、既存住宅建設時に許可済です。

3番、江上地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江上町の2筆。地目は、登記田、現況畑。面積は2筆合計461㎡です。転用目的は住宅用地。権利は、使用貸借権設定です。施設は、住宅1棟、木造2階建、建築面積78.87㎡。耕作者あり。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは東明公園から北に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、周辺に農地はなく、日照、通風、耕作などに被害を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付。都市計画法関係は連たん区域です。

5番、日宇地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、日宇町。地目は、登記畑、現況休耕。面積は72㎡です。転用目的は駐車場。権利は、所有権移転売買です。施設は、自家用駐車場3台分。併用地ありで、敷地全体面積は131.49㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは日宇小学校から北東に約260mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高0.3m。南側にはブロックを設置する。東側農地は申請地より上段に位置するため、土砂流出するおそれはない。日照通風、工作物を設けないため、周辺農地に被害が生じるおそれはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は生じない。駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は許可不要です。

6番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、新田町の2筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は2筆合計489㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造平家建、建築面積109.51㎡。併用地なし。耕作者なし。農地区分は、農振外でMR上相浦駅からおおむね300m以内に位置する第3種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらはMR上相浦駅から南東に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。周囲にブロック積を設け、土砂流出を防止する。日照通風、建物高を加減、6.145m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定としております

が、添付されております。都市計画法関係は連たん区域です。

以上ですが、5番と6番の案件について、関係する委員の方がおられます。よろしく
お願いいたします。

議 長 5番及び6番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第3
1条の規定により、退室していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退室願
います。

～委員退室～

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。5番日宇地区。

6 番 6番浦です。7月24日に磯本推進委員と現地を確認してまいりました。周辺は民家
になっておりまして、農地はなく、駐車場ということですので問題ないと思います。以
上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

磯本委員 日宇地区の磯本です。浦委員が言われたとおり、特に問題はありません。以上です。

議 長 続きまして、6番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。7月26日に、富川推進委員と現地確認しました。現地は背丈以
上の草に覆われておりまして、荒地のような状況です。周りは住宅に囲まれているので、問題ないと思
って見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。周りには農地はありますが、後継者がおらず、荒地が
点在しているところで、別に問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、5番及び6番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。5番及び6番の案件につきまして、賛成の農業
委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、5番及び6番の案件につきまして許可相当として県に進達いたします。

委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件について審議いたします。1番から3番江上地区。

2 番 2番川上です。1番は7月25日に北村推進委員と貸渡人と現地確認を行いました。申請地の隣接地に6月に長屋住宅が2棟完成しまして、今回3棟目になります。申請者は親子関係であり、周辺は貸渡人の土地ばかりになりますので、特に問題ありません。2番と3番も7月25日に確認しました。2番は違反転用の案件ですけれども、特に周辺に影響はありません。3番は貸渡人の子供が住宅を建てるということで、隣接との間にU字溝が入ってまして、周囲への影響はありません。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見を願います。

北村委員 江上地区の北村です。川上委員が言われたとおり問題ないと思います。以上です。

議 長 1番及び3番の案件について、何かご意見等ありませんか。
西尾委員。

1 5 番 15番西尾です。1番の案件の排水計画の雨水について、溜桝から水路放流とされていますが、他の案件は溜桝がなく水路放流とされています。この表記の差はどういったものですか。

事 務 局 はい、1番の案件については、目的が長屋住宅ということで、他の住宅よりも敷地が広くなり、大きめの溜桝が設置されることとなっておりますので、一旦、溜桝を経由して水路に放流すると記載しております。

1 5 番 15番西尾です。溜桝には合併浄化槽からの水も入りますか。

事 務 局 はい、合併浄化槽からの水については、別のルートで水路に接続することとなっておりますので、溜桝には雨水のみが入ることとなります。

議 長 他にご意見等ありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。1番から3番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第131号議案については、取り下げの4番の案件を除き許可相当として県に進達いたします。

続きまして、第132号議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第132号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、江上地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、指方町の3筆。登記地目畑及び田、現況雑種地。面積は合計614㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは、ハウステンボス第2駐車場付近の位置にあり、市街化区域と農振外地域で、事由の②-3-1に該当します。

2番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、稲荷町。登記地目畑、現況宅地。面積は244㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは、若葉公園から東に約100mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-1に該当します。

3番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、大塔町。登記地目畑、現況駐車場。面積は138㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは、大塔駅から北に約700mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-3-1に該当します。

4番、佐世保地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、横尾町。登記地目畑、現況宅地。面積は254㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは、横尾配水池から西に約70mの位置にあり、農振外で、事由の②-1に該当します。

5番、中里地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、中里町。登記地目田、現況雑種地。面積は284㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは、中里小学校から西に約150mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-4に該当します。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番江上地区。

2 番 2番川上です。7月25日に、北村推進委員と現地確認を行いました。現地は平成3年から緑地帯、駐車場として使われており、周りも山になっておりますので、特に問題ありません。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

北村委員 江上地区の北村です。農地としての利用はできませんので、非農地として問題ないと思います。

議 長 次に、2番、3番日宇地区。

6 番 6番浦です。7月24日に、磯本推進委員と現地確認しました。2番の案件については、宅地として利用されていまして、問題ないと思います。3番の案件につきましても、駐車場として利用されており、問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

磯本委員 日宇地区の磯本です。浦委員から説明がありましたとおり、問題ないと思います。

議 長 次に、4番佐世保地区。

7 番 7番川口です。7月21日に、松永推進委員と調査に行ってきました。現在は空き家になっていますが、農地法施行以前から建っているとのことで、問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

松永委員 佐世保地区の松永です。川口委員がおっしゃったとおり、問題ないと思います。

議 長 次に、5番中里地区。

1 1 番 11番近藤です。7月23日に、永田推進委員と現地確認しました。住宅に囲まれておりまして、特に問題ないと思いました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

永田委員 中里地区の永田です。近藤委員が言われたとおり、問題ありません。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第132号議案について、非農地証明を交付することとします。
続きまして、第133号議案 非農地通知について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第133号議案非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、299筆で面積が158,281.94㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。

尚、委任を受けて申請された委員と土地の所有者に該当する委員がおられますのでよろしくをお願いします。

以上です。ご審議よろしくお願いいいたします。

議長 まず、37番、39番から41番、59番から68番、72番、73番、83番、84番、95番から97番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退室していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退室願います。

～委員退室～

議長 それでは、本件について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、本件について、非農地通知を発出することといたします。
委員は入室願います。

～委員入室～

議長 続いて、117番から120番の案件も、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退室していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退室願います。

～委員退室～

議 長 それでは、本件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、本件について、非農地通知を発出することといたします。
委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第133号議案について、非農地通知を発出することといたします。

続きまして、第134号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第134号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、鹿町地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町町口ノ里の2筆。地目は、登記田、現況休耕田。面積は2筆合計993㎡。農用地区域。権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番鹿町地区。

1 8 番 1 8 番内野です。7 月 2 4 日に、松田推進委員と譲受人と現地を確認しました。何年も水田は作っていないということで、水田に戻すのは難しいかと思いますが、畑として利用するとのことですので、休耕田が少しでも減ればいいことかと思えます。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

松田委員 鹿町地区の松田です。この土地は棚田のほぼ中央部にありまして、この一角だけが荒れた土地になっています。利用することは大変結構なことかと思えます。問題ありません。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第 1 3 4 号議案については、許可することといたします。
続きまして、第 1 3 5 号議案 農地利用集積計画 (案) について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第 1 3 5 号議案 農用地利用集積計画 (案) についてですが、議案説明の前に今議案に関連して合意解約がなされておりますので、報告 5 を先にご報告いたします。3 9 ページをお開きください。

報告 5 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、ご説明いたします。農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、三川内地区 2 件、吉井地区 1 件を受理しております。以上報告いたします。それでは、議案に戻ります。

第 1 3 5 号議案 農用地利用集積計画 (案) について、ご説明いたします。

利用権の設定は、針尾地区 4 件、三川内地区 2 件、世知原地区 3 件、江迎地区 5 件の計 1 4 件。所有権の移転は、江上地区 1 件、宮地区 3 件、三川内地区 1 件、吉井地区 1 件、小佐々地区 1 件の計 7 件。全体で 2 1 件の集積です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

以上ですが、利用権の設定の 1 番から 3 番、所有権移転の 1 番の案件に係る委員の方がおられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 まず、利用権設定の 1 番から 3 番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第 3 1 条の規定により、退室していただき先行審議をいたします。該当委

員は一時退室願います。

～委員退室～

議 長 それでは、利用権設定の1番から3番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。利用権設定の1番から3番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、利用権設定の1番から3番は承認されました。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 続いて、所有権移転の1番の案件も、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退室していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退室願います。

～委員退室～

議 長 それでは、所有権移転の1番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。所有権移転の1番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、所有権移転の1番は承認されました。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件について、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第135号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。
次に、第136号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第136号議案 農用地利用配分計画(案)についてですが、議案説明の前に今議案
に関連して合意解約がなされておりますので、報告6を先にご報告いたします。40ペ
ージから43ページをお開きください。

報告6 農用地利用集積・配分計画解約通知について、ご説明いたします。農用地利用
集積・配分計画解約通知について、宮地区5件、早岐地区3件、江迎地区2件を受理し
ております。以上報告いたします。それでは、議案に戻ります。

第136号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、宮地区4件、早岐地区2件で、
合計6件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当で
あるかの意見照会がなされたもので、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業
畜産課へ回答いたします。

ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第136号議案についてはすべて承認されましたので、審議結果を農
業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

次に、第137号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)に
ついて、事務局より説明をお願いします。

事務局 第137号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして、江迎地区5件の申し出がありました。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第137号議案についてはすべて承認されましたので、(案)を削除願います。

続きまして、第138号議案 令和3年 田畑売買価格等に関する調査について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第138号議案 令和3年 田畑売買価格等に関する調査についてご説明いたします。

先月の第129号議案の再審議案件となります。調査目的、調査方法等については記載のとおりです。毎年、全国農業会議所が県農業会議を通じて5月1日時点での田畑の売買価格の調査を行っております。議案内のカッコ書きにつきましては、昨年の報告額を記載しており、その上段が今回の案として記載をしております。農用地区域の田畑については、上昇、横ばい、下降の傾向と、その理由を選択するようになります。

調査の結果としましては、過去1年間の耕作目的での農地の売買件数が、佐世保市においては非常に少なく、また、その取引には様々な事情により価格が設定されており、本調査で求められている動向を把握するには十分と言えないため、基本的には横ばいの価格としての報告を考えています。なお、先月の総会前の聞き取り及び総会での審議により、江上地区の田、樹園地の成園、三川内地区の田を変更させ議案を作成しております。

但し、それぞれの地区の精通者である委員の皆さんから、価格の上下についてのご意見やご意向、先月の総会以降に地区の農家の方々と協議した結果がございましたら、修正した内容で報告します。

横ばい・下降とした理由は、田は米価などの農産物価格が低いため、畑は全体として農業の生産意欲が減退しているためとして回答を予定しております。なお、参考として、右端に令和2年度報告時の傾向及び理由を記載しております。以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 第138号議案については、先月、各地区の委員からご意見をいただき、それを反映してあるようです。
何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第138号議案については、調査結果を全国農業会議所へ報告いたします。

次に、第139号議案 令和3年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第139号議案 令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書(案)について、ご説明いたします。

4月に調査票をお配りし、委員の皆様から提出していただいたご意見を元に第1回の農政対策推進検討委員会での草案審議を経て、先月、6月の総会で素案をお示しいたしました意見書の最終案となります。本案がここで承認された場合、来月8月に市、県に提出をいたします。

これに先立ちまして、農政対策推進検討委員会所属の委員様方には予め本案をお送りして、ご意見があれば事務局まで連絡いただくこととしておりましたが、いずれの委員からも特に意見がございませんでしたことをお知らせいたします。

では、29ページをご覧ください。意見書の表紙です。次の30ページは佐世保市長に対する会長挨拶になっております。31ページからが意見書の本文となっておりますので読み上げます。

令和3年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見

1. 担い手対策について

(1) 新規就農対策について

新規就農の初期段階では安定した生活ができるだけの収益確保が難しく、経営が軌道に乗るまでの間、借入や自己の蓄えなどにより凌いでいるのが現状です。場合によっては農業による経営が見通せず離農してしまうケースも見受けられます。

さらに、農業経営初期段階で多額の負債が生じることは、新規就農に踏み切れないことの一因ともなっています。新規就農者が、自己の生活を安定的させ、営農を持続させるためには十分な資金が必要です。

このような新規就農者に対しては、国の「農業次世代人材投資事業」とともに市にお

いても「新規就農者支援事業」により支援していただいておりますが、これらの支援策をより有効かつ積極的に運用し、兼業農家や親元就農、Uターン・Iターン者などの多様で幅広い人材について、地域に根付いて農業者として成長してもらうことで担い手不足の解消に繋げていただくようお願いいたします。

また、農外参入企業については、その資本力に応じた経営規模も大きく、それに伴い農地集積についても期待できることから、積極的な誘致策を検討していただきますようお願いいたします。

(2) 担い手への農地集積・集約化について

現在、「人・農地プラン」の実質化に向けて具体的な話し合いが進められていますが、地域の実情や特性を踏まえた多様な農地利用を推進する観点から、位置づけられた担い手へ確実に農地集積が進むよう中心経営体の育成とともに地域における特定品目(特産品)の産地化など生産振興の推進に引き続き総合的な支援体制の強化をお願いします。

また、一方で営農している農地に隣接する遊休地化した農地や今後遊休地化が見込まれる農地については、有害鳥獣の被害防止や水路の維持など営農を行う上で、適切に農地の管理を行う必要があります。

以前は国県の事業により個々の遊休農地の解消が図られてきたところですが、現在は事業も終了しており単独で行える事業がない状況にあります。

また、「中山間地域等直接支払制度」等に取り組んでいる地域については、農地や水路等の維持管理が行われてはおりますが、実施している地域も減少傾向にあり、今後、農地の保全が維持できるか懸念されているところであります。

人・農地プランに位置づけられた担い手が地域で安定的に営農を行うためにも、これら担い手に集積されない農地を継続的に保全するため、住民参加型の景観作物や市民農園等、新たな取り組みを検討していただきますようお願いいたします。

2. 営農環境の整備について

意欲ある生産者が継続して安定的に営農を行うためには、農地の生産基盤の整備は必要不可欠であります。

整備のための支援措置として、国県の事業(「畑地帯総合整備事業」等)がありますが、事業規模などの要件も高く厳しいものがあります。

一方で事業要件も低くきめ細かな支援メニューがある「農地耕作条件改善事業」による農地等の整備は、農作業の効率と安全性を高めるとともに収益の向上が見込まれることから、市としても積極的に事業の周知と推進を生産者に働きかけていただきますようお願いいたします。

また、地域の農道(耕作道含む)に対する補修整備については、現在、市より生コンクリートなどの原材料の支給が実施されており大変助かっておりますが、一部の農道ではアスファルト舗装となっている場合もありますので、地域の現況に合わせた原材料の支給を考慮していただきますようお願いいたします。

3. 次世代農業の実現に向けた取り組み(スマート農業の推進)

農業従事者の高齢化が急速に進み、担い手不足による労働力不足が深刻化してきている中、昨今の技術革新等によりロボット技術・情報通信技術（ICT）の目覚ましい発展は、農業分野においても農作業の省力化とともに、栽培技術の高度化など今後の農業のスタンダードとなりえる可能性を秘めています。

すでにドローンによる防除や施設園芸における環境制御技術などが導入されており、その効果についても実績を上げており、今後ますますその必要性が増してくるものと思われますので、AIやICT等を活用するスマート農業の普及に対する推進支援体制の強化をお願いします。

特に、地域で導入されているドローンについては、利用の積極的な促進を図るため、導入経費の助成とともに、運用する際に必須となる「操縦技能証」の取得推進について支援をお願いします。

また、有害鳥獣対策については、「防護・棲み分け・捕獲」の3対策の効果をより向上させるためにもICTを活用した先端技術による効率的な捕獲技術の導入等の検討をお願いします。

さらに、農家の所得向上と農業経営の着実な発展を図るためには、自らの経営を客観的に把握し経営管理を行うことが重要です。このためには青色申告をすることが前提ですが、AIやICT等の技術を活用することで、経理処理が容易になり青色申告ができるばかりでなく、経営診断・経営分析までが可能となります。是非これらの技術を活用した経営管理の推進をお願いいたします。

4. 国土調査（地籍調査）の早期実施について

地籍調査については、本市では令和2年度に10箇年計画が策定され、現在、市中心部を基本に調査が実施されていますが、周辺部の農村地域ではまだ未調査地域が多く農業委員会において法に基づく農地の利用状況調査等を実施する際、土地の正確な位置・境界の確認が難しい場合が多々あります。

今後、農地の利用集積を進めるにあたり、正確な農地情報を得るためにも農村地域の地籍調査を更に推進していただきますようお願いします。

特に、担い手への農地集積を図るためにも、農地集積につながる地域を先行して調査を実施していただきますようお願いいたします。

以上が、佐世保市に対する意見（案）です。

続きまして34ページは、国、県に対する意見（案）になります。内容的に佐世保市への意見と重複する部分もございますので、項目のみを読み上げさせていただきます。

1. 担い手への農地の集積・集約化について
2. 遊休農地の発生防止と解消対策について
3. 新規参入の促進について
4. 人・農地プランの実質化と実現について
5. その他（1）農地利用状況調査期間の弾力化について

- (2) スマート農業の普及促進について
- (3) タブレット端末等の導入支援について
- (4) 国土調査（地籍調査）の早期完了について
- (5) 農業用機械の更新について。

以上が、国、県に対する意見（案）です。

本総会で承認となりましたら、市、県にそれぞれ意見書を提出する訳ですが、市に対する意見書につきましては、市側と日程調整をいたしましたところ、8月23日（月）の10：30に市長のスケジュールが取れまして、8月23日に市長へ提出したいと考えております。

また、国・県へ対する意見書につきましても、8月中旬に長崎県農業会議のほうへ提出いたします。そして、県の農業会議で集約された意見が県、国の方へ上がっていくこととなります。

これに関連しまして、昨年度、県に対して提出してありました意見への回答が来ておりますのでご説明させていただきます。議案発送後に事務局に届いた関係で当日配布資料とさせていただきます。資料は2部ございます。

一つは令和3年3月18日付け長崎県農業会議会長から長崎県知事あて、「令和2年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」です。昨年度、県内の各市町農業委員会からの意見を集約して提出された意見書です。今年度は、スケジュールがかなり前倒しされておりますので、ご審議いただきます第139号議案につきましては、秋ごろにはこの様な形で取りまとめられて長崎県知事に提出されることになる予定です。

資料の二つ目は昨年度の意見書に対する回答で、令和3年7月9日付け長崎県農林部長から長崎県農業会議会長あて、「令和2年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見への回答について」でございます。昨年度の意見に対しましてはご覧のような回答がっておりますのでご報告申し上げます。

つきましては、報告も合わせて説明が長くなりましたが、本年度の意見書（案）第139号議案に関しまして、よろしくご審議お願いいたします。

議 長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第139号議案は承認されましたので、本意見書を佐世保市及び国、県に対して提出いたします。

これで、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告4 農地転用許可不要案件の受理について

以上、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議長

以上で報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局

【農地改良における手続き等について】

【農地利用状況調査の見直し等について】

【9月末の終期リスト及び農地の利用権設定の更新について】

【害虫（ミカンコミバエ）について】

【新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について】

議長

以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副会長

本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第14回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。